

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（49）
2. 日時：令和3年1月19日 14時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官※、
土居安全審査専門職※、西澤原子力規制専門員※

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 部長、他9名※

5. 要旨

(1) 東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」等について、提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

＜使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書＞

- 使用済燃料プール監視カメラについて、図等により詳細な構造を示した上で、使用済燃料プールの状態が監視できることを説明すること。
- 可搬型計測器について、必要な個数の考え方を整理して説明すること。

＜燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する補足説明資料＞

- 使用済燃料プール水漏えい時の未臨界性評価について、具体的な根拠を示した上で、評価条件の保守性及び妥当性を整理して説明すること。

＜燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書＞

- 原子炉建屋クレーンのフックの外れ止め装置について、外れ止め金具の使用方法等、実際に使用する際の状況を整理して説明すること。
- 原子炉建屋クレーンの脱線防止ラグについて、図等により詳細な構造を示した上で、クレーンの浮き上がりにより走行及び横行レールから脱線しないことを説明すること。

<使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書>

- サイフォンブレイク孔について、燃料プール冷却浄化系配管の寸法を示した上で、配管強度に影響がないことを整理して説明すること。

<使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について>

- 使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について、蒸気環境等の重大事故等時の環境においても機能が保たれることを説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- (1) VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 (O2-E-B-03-0017_改0)
- (2) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書) (O2-E-B-03-0018_改0)
- (3) 補足-320-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する補足説明資料 (O2-補-E-03-0320-1_改0)
- (4) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-320-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する補足説明資料) (O2-補-E-03-0003_改0)
- (5) VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 (O2-E-B-03-0007_改0)
- (6) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-3-2 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書) (O2-E-B-03-0008_改0)
- (7) 補足-320-2 【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する補足説明資料】 (O2-補-E-03-0320-2_改1)
- (8) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-320-2 燃料取扱設

- 備，新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する補足説明資料）（〇２－補－E－〇３－〇〇〇１__改〇）
- (9) VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書（〇２－E－B－〇３－〇〇〇９__改〇）
- (10) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書）（〇２－E－B－〇３－〇〇１〇__改〇）
- (11) 補足-320-3【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する補足説明資料】（〇２－補－E－〇３－〇３２〇-3__改〇）
- (12) 先行審査プラントの記載との比較表（補足-320-3 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する補足説明資料）（〇２－補－E－〇３－〇〇〇４__改〇）
- (13) VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書（〇２－E－B－〇３－〇〇１３__改〇）
- (14) 補足-320-4【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する補足説明資料】（〇２－補－E－〇３－〇３２〇-4__改〇）
- (15) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書）（〇２－E－B－〇３－〇〇１４__改〇）
- (16) 先行審査プラントの記載との比較表（補足-320-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する補足説明資料）（〇２－補－E－〇３－〇〇〇５__改〇）
- (17) VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書（〇２－E－B－〇３－〇〇１５__改〇）
- (18) 先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書）（〇２－E－B－〇３－〇〇１６__改〇）
- (19) 補足-320-5【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する補足説明資料】（〇２－補－E－〇３－〇３２〇-5__改１）
- (20) 先行審査プラントの記載との比較表（補足-320-5【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する補足説明資料】）（〇２－補－E－〇３－〇〇〇２__改〇）
- (21) 補足-200-4 使用済燃料プール監視カメラの耐環境性について（〇２－補－E－〇１－〇２〇〇-4__改１）
- (22) 先行審査プラントの記載との比較表（補足-200-4 使用済燃料

- プール監視カメラの耐環境性について) (O2-補-E-01-0007 改0)
- (23) VI-5-16 計算機プログラム(解析コード)の概要・SCALE (O2-E-B-22-0023__改0)
- (24) VI-5-17 計算機プログラム(解析コード)の概要・ORIGIN2 (O2-E-B-22-0024__改0)
- (25) VI-5-18 計算機プログラム(解析コード)の概要・QAD-CGGP2R (O2-E-B-22-0025__改0)

以上